

【特許庁】

■ご案内

連絡先	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 電話番号：03-3581-1101（代表）
業務内容	工業所有権制度（特許・実用新案・意匠・商標）は、知的生産活動の産物について、創作者に一定の独占的な権利を与えて、創作への意欲を高めるとともに、その産物に関する情報を広く一般に公開して、更なる技術発展を図るものです。こうした役割を通じて、産業発展の重要な制度的基盤をなしている工業所有権制度は、知的資産の保護が強く叫ばれる今日、その重要性を一層増しており、特許庁は、「早く、正しく、親切的な」制度の整備に向けた、数々の施策を進めています。
関連リンク	特許庁組織 幹部名簿 お問合せ先一覧